

第四次 上田市行財政改革大綱

アクションプログラム

【令和6年度末取組状況 自己評価報告書】

上 田 市

－ アクションプログラム －

アクションプログラムは、「第二次上田市総合計画（後期まちづくり計画）」の具現化を図るため、取り組むべき課題を明確にするとともに、「上田市スマートシティ化推進計画」を踏まえ、限られた経営資源である「人（職員・組織）、物（公共施設）、金（財政）、情報（地域情報・行政情報）」の有効活用、事務事業の「選択と集中」、「効果的で効率的」な行政サービスの提供を目指すため、第四次行財政改革大綱における具体的な取組事項と改革目標の達成時期を明確に示すとともに、その進捗管理を行うために定めるものです。

具体的には、「取組項目」「改革の概要」「改革の手段」「改革達成形態」「年度別取組内容（数値等目標）」「効果額」を示し、市民にわかりやすい行財政改革の指標として位置付けます。毎年度、進捗管理を行いながら、推進期間中においても見直しを行います。

【大綱の体系】

（１）将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 【２０項目】

生活者起点を念頭に、ＩＣＴを活用した市民サービスの向上を図り、多様な主体による地域の自治を推進するための取組や、行政の透明性を高め、既存のサービスを見直し、新たな行政課題に的確に対応するための取組を進めます。

ア ＩＣＴの活用による行政サービスの向上と業務の効率化（５項目）

ＩＣＴ（情報通信技術）を利活用した行政手続のオンライン化や、マイナンバー連携業務の拡充による市民サービスの向上を進めるとともに、個人情報保護を含む情報セキュリティ対策の徹底を図ります。また、ＩＣＴでカバーできない部分に対しては、ワンストップサービスなど、窓口サービスにおける市民満足度と利便性の向上を図ります。

イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり（１０項目）

「民間にできることは民間に委ねる」という視点から、民間活力の積極的な導入や、地域の課題については地域が主体となって取り組む体制づくりを進めます。

ウ 市民への説明責任と果たす的確かつ積極的な情報発信（２項目）

多様なメディアを活用した積極的な情報発信に取り組み、市政の透明性を高めるとともに、市民目線に立った情報共有の仕組みづくりを進めます。

エ 広域連携の推進（３項目）

広域的な市町村連携による役割分担や機能分担により、新たな行政サービスの充実や行政運営の効率化を図ります。

（２）健全で持続可能な財政基盤への改革 【２９項目】

将来にわたり安定的かつ持続可能な財政基盤の確保に向けた、効率的な財政運営の取組を進めます。

ア 歳入の確保（６項目）

国・県などの補助制度を最大限活用し、特定財源の確保に努めるとともに、市税等の収納率の向上や、遊休資産の処分、広告掲載事業やふるさと納税の推進など、自主財源の確保を図ります。

イ 健全な財政基盤の構築（６項目）

事務事業の選択と集中、既存事業の見直しなど、歳入に見合う歳出構造への転換とともに、公立大学法人長野大学や市立産婦人科病院などの改革を進め、中長期の財政推計を踏まえ、将来を見据えた安定的な財政基盤の構築を図ります。

ウ 市有財産の適切な管理と利活用（３項目）

固定資産台帳により市有財産を整理し、新地方公会計制度に基づく財務書類等を活用したセグメント分析*を進め、正確な行政コストの把握と財政の「見える化」を図り、ルールに則した市有財産の有効活用を図ります。

エ 公共施設マネジメントの推進（１０項目）

「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、丁寧な説明を積み重ね、市民の共有財産である公共施設の適切な維持管理を行うとともに適正配置を検討し、有効な利活用を図ります。

オ 受益と負担のあり方の見直し（４項目）

受益と負担の原則に基づき、サービスコストとそれに見合った受益者負担について、市民の理解を得ながら、公平な負担となるよう適正化を図ります。

（３）時代に即した行政運営への改革 【１２項目】

貴重な経営資源である『人（職員・組織）』のマネジメントの視点を踏まえ、社会情勢の変化等に対応できる簡素で効率的な行政運営の取組を進めます。

ア 行政組織の適正化（２項目）

複雑化・多様化する行政課題や新たな行政需要に迅速かつ効率的・効果的に対応できる組織づくりを進めます。

イ 人材の確保・育成と職員の意識改革（３項目）

多様な人材の確保に向けた制度の充実や、「上田市人材育成基本計画」に基づく計画的な育成に取り組み、市民の立場に立って行動できる人材の育成と職員の意識改革を図ります。

ウ 仕事のやり方の見直し（６項目）

増大する住民ニーズに対し、行政サービスの安定的かつ持続的な提供と、市民満足度やサービスの向上を図るとともに、業務の省力化・ＩＣＴ化による生産性の向上を目指します。

エ 施策評価としての目標管理制度の運用（１項目）

「第二次上田市総合計画」の実現に向け、目標の明確化と効率的な政策推進を図るため実施している目標管理制度の効果的・効率的な運用に取り組みます。

第四次上田市行財政改革大綱 アクションプログラム 令和6年度実績

令和6年度目標に対する達成度 (単年度評価)	達成(○)		未達成(△)		合計	
	56	91.8%	5	8.2%	61	100.0%

(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革

生活者起点を念頭に、ICTを活用した市民サービスの向上を図り、多様な主体による地域の自治を推進するための取組や、行政の透明性を高め、既存のサービスを見直し、新たな行政課題に的確に対応するための取組を進めます。

ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化

ICT(情報通信技術)を活用した行政手続のオンライン化や、マイナンバー連携業務の拡充による市民サービスの向上を進めるとともに、個人情報保護を含む情報セキュリティ対策の徹底を図ります。また、ICTでカバーできない部分に対しては、ワンストップサービスなど、窓口サービスにおける市民満足度と利便性の向上を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
1	① 行政手続の簡 素化・オンライ ン化の推進	(ア) 電子申請手続の利用促 進	新規	○情報システム課 行政管理課 会計課 スポーツ推進課 税務課	・「ながの電子申請サービス」の各種手続 の利用拡大に取り組むとともに、新たな 電子申請とキャッシュレス決済の導入に 向け検討を行う。 ・「公共施設予約システム」のスポーツ施 設以外での利用拡大について検討す る。	・「ながの電子申請サービス」の利用拡大 に向け、利用促進を進める。 ・新たな電子申請サービスの導入及び 「公共施設予約システム」の利用拡大を 進める。	24時間365日いつでもどこでも行政 手続が申請できるよう行政手続のオン ライン化やキャッシュレス決済を進める。	・「ながの電子申請サービス」の利用拡大に 向け、利用促進を進める。 ・「ながの電子申請サービス」を活用した税 証明書等のオンライン申請の導入を行う (税務課)	・電子申請申込数は前年比約9%増加し た。(情報システム課) ・「ながの電子申請サービス」を活用した税 証明書等のオンライン申請の導入を行っ た。(税務課)	○	・電子申請の利用拡大に向け、周知等利用 促進を進めていく。(情報システム課)	
2		(イ) マイナンバーカードの利 用促進	継続	○行政管理課 情報システム課 市民課	マイナンバーカードの普及促進に取り組 むとともに、マイナンバーカードで証明 書が取得できる交付サービスの拡大に ついて検討する。	・マイナンバーカードの安全性や利便性 の周知やマイナンバーカードの出張申請 受付の実施 ・マイナンバーカードで証明書が取得で きる交付サービスの拡大について検討 する ・マイナポータルを活用したオンライン手 続きの拡充、申請者が手続きし易いよ うな簡素化を図る。	多くの市民がマイナンバーカードを保有 し、行政サービスの様々な場面でマイ ナンバーカードを活用することができ る、安全・安心で利便性の高いデジタル 社会の実現を目指す。	・マイナンバーカードの利活用について、関 係課等と連携し調査研究を進める。 ・マイナンバーカードの保有枚数率につ いて73%を目指す。 ・コンビニエンスストアでの証明書交付比 率について33.0%を目指す。	・マイナンバーカード保有枚数率は、R7.3 月末現在76.5%(前年同時期6.2%増)と なった。 ・コンビニエンスストアでの証明書交付比 率(市で発行した証明書のうちコンビニ交 付された比率)は32.7%。 ・マイナポータルでの引越しワンストップ サービス利用率は15.8%。	○	・マイナンバーカードの利活用について、関 係課等と連携し調査研究を進める。 ・マイナンバーカードの保有枚数率につ いて80.0%を目指す。 ・コンビニエンスストアでの証明書交付比 率について35.0%を目指す。 ・マイナポータルでの引越しワンストップ サービス利用率20.0%を目指す。	
3		(ウ) ICTを活用した窓口改 善	新規	○市民課 人権共生課 情報システム課 税務課←No.1に移 行 障がい者支援課 国保年金課	タブレット端末などのICTを活用した窓 口改善の検討、各窓口における多言語 音声翻訳機等の導入を検討。 手続の省力化を図るとともに、障がい のある方や、外国籍市民がストレスなく 手続が行える環境を整備する。	・ICTを活用し、記入負荷削減と窓口滞 在時間の軽減を図る。 ・コミュニケーション支援アプリの導入、 窓口における利用の推進、全庁的な利 用への拡大 ・既に導入している先進地からの情報収 集・事例研究を行い、既存のパッケージ の導入も視野に入れて実施を早めたい。	ICTを活用し、利便性の向上を図る。	・令和7年1月からの住民記録システムの 標準化に伴い、6年度はシステム改修を行 う。RPAの読み取りに不具合がないよう引 き続きベンダーと協議を重ね安定稼働を 実施していく。 ・R7年度からの国保システム標準化に向 けて窓口手続き省力化のためのツールに ついて情報収集に努める(国保)	・標準仕様書の提示が遅れ、システム改修 が出来なかった。RPAについてはベンダー と都度協議し改良を行った。(市民課) ・窓口手続き省力化のためのツールにつ いて先進地等からの情報収集をし、実施に 向けて可能性を探った。(国保)	○	・7年度末までに標準化に伴うシステム改 修を完了させる。(市民課) ・「書かない窓口」を有効に活用した窓口対 応を行う。(市民課) ・マイナンバーカード手続申請書作成シ ステム(マイナビット)の導入(市民課) ・窓口手続き省力化の新たなツール導入に 向け、更に検討を重ね令和8年度予算化も 検討する。(国保) ・国保資格に申請手続きのオンライン申請 サービス利用を検討する。(国保)	
4	② 押印・対面規制の見直し (市民サービスに関連するもの)		新規	○総務課 行政管理課 会計課	押印の廃止により、市民の利便性の向 上、行政手続の簡素化及び業務の効率 化が見込まれる業務に係る例規等につ いて、様式から印を削る等の所要の改 正を行う。	基本方針を定め、該当する例規及び内 規等を所管課に照会し、具体的な判断 基準に基づいて、改正が必要な例規等 については改正する。	行政手続きの簡素化・オンライン化が促 進されている。			○	達成済み	達成済み
5	③ 窓口業務の見直し		新規	○市民課 福祉課 国保年金課 子育て子育て支援課	市民サービスの向上を図るため、お悔や み、お誕生、子育てなどの専用窓口の検 討を行う。	死亡手続きを行うための専用の窓口を 設け、亡くなった方や遺族の状況に応じ て必要な手続きを抽出し、申請書作成 の補助、受付、関係する課への案内等 を行う、ワンストップサービスを提供す る専用窓口の検討	専用窓口の開設と市民の利便性の向上	・おくやみハンドブック、手続きナビの導入 ・窓口設置のオペレーション、コスト等の検 討	おくやみハンドブック作成と専用窓口設置 に向け、他市の状況などの情報収集を行っ た。	△	おくやみワンストップ検討チームを結成し、 おくやみハンドブックの作成及び専用窓口 設置に向けた検討を行う。	

イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり

「民間にできることは民間に委ねる」という視点から、民間活力の積極的な導入や、地域の課題については地域が主体となって取り組む体制づくりを進めます。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
6	① 民間活力の導 入	(ア) PPP・PFIの検討と導入 の推進	継続	○行政管理課	民間活力導入によるメリットを住民サービスの向上へつなげるため、PPP、PFI手法の導入を優先的に検討するための指針を策定し、PPP、PFIの導入を推進する。	PPP、PFI手法の導入を優先的に検討するための指針を策定し、PPP、PFIの導入を推進する。	事業実施にあたっては、PPP、PFIの導入可否についての検討を充分に行い、民間活力導入によるメリットを住民サービスの向上へつなげる。	PPP、PFI導入に係る運用ガイドライン等の策定を進めるとともに、個別事業についてPPP、PFIの導入を検討・推進する。	・PPP、PFIに関するオンライン研修を全庁的に受講者を募集し、制度理解と先進地事例の共有を図った。 ・内閣府の制度により専門家の派遣を受け、個別のPPP、PFI案件について相談の機会を設けた。 ・運用ガイドラインの策定には至らなかった。	○	・PPP、PFIに係る研修の機会を充実させ、全庁的な気運の醸成と知識の研鑽を図る。 ・各部署におけるPPP、PFI案件について、部局を跨いだ推進体制を構築し、事業化に向けた検討を行う。 ・PPP、PFI導入に係る運用ガイドライン等の策定を進める。	PFIの導入実績がないため、実績を積み上げ、全庁的な取り組みへと繋げていく必要がある。
		(イ) 民間委託の検討	継続	○行政管理課 総務課 住宅政策課	市民サービスの向上と効率的な運営を図るため、市営住宅、窓口業務における民間委託の導入を検討する。	市営住宅、窓口業務における民間委託の導入を検討する。	市民サービスの向上と効率的な運営を図る。	・引き続き、窓口業務の民間委託について先進自治体の事例をもとに研究を行う。 ・市営住宅については、事業主体として市民サービスの向上を図る	・窓口業務の民間委託については、先行事例の研究のみに留まった。	○	・引き続き、窓口業務の民間委託について先進自治体の事例をもとに研究を行う。	
		(ウ) 民営化の検討	継続	○行政管理課 総務課 高齢者介護課 保育課	デイサービスセンターの民営化等についての検討を行うとともに、公立保育園(幼稚園)適正配置の手段として必要に応じて民営化の検討を行う。	各施設の状況に応じ、効率的な運営を行う手段の一つとして、民営化等の検討を行う。	効率的な施設運営となるよう各施設の状況に応じた検討を行う。	・3歳未満児の保育の受け皿として、民間団体運営による令和7年4月開設の小規模保育事業所の公募及び施設整備を行う。(保育課)	・公募型プロポーザルを実施し、令和7年4月開園の小規模保育事業所1園を認可した。 ・デイサービスセンターの民営化については、検討を継続。	○	・引き続き、公募型プロポーザルによる市内他地域における小規模保育事業所の認可を目指す。 ・引き続き、デイサービスセンターの民営化についての検討・協議を行う。	
		(エ) サウンディング型市場調査の推進	新規	○行政管理課	公共施設のあり方の検討材料の一つとして積極的にサウンディング型市場調査を実施し、施設の有効活用を図る。	公共施設のあり方の検討材料の一つとして積極的にサウンディング型市場調査を実施する。	サウンディング型市場調査の結果を踏まえた施設の有効活用	サウンディング型市場調査の結果を踏まえた施設の有効活用を進める。	2件のサウンディング型市場調査を実施した。(真田農林産物展示販売施設、上田城跡公園)うち1件の調査について、2社の参加があり、事業化を進めていく上で参考となる意見を聴取することができた。	○	・引き続き、未利用財産の活用方法を探る手法として、サウンディング調査を実施していく。 ・サウンディング調査実施済み案件については、結果を踏まえて事業化を検討する。	庁内において、より効果的なサウンディング調査が実施されるよう、先進地の手法を参考にしながら、職員のスキルのレベルアップを図る必要がある。
		(オ) 指定管理者制度のあり 方の検討	新規	○行政管理課	指定管理者制度を導入している施設について、施設の性質や現状を十分に考慮し、状況によっては直営化や民間への譲渡を検討する。	指定管理者の更新時に、施設の性質・現状を踏まえて、より効果的な施設管理運営方法を検討する。	各施設の状況に応じて、指定管理者制度の継続、直営化、民間への譲渡等の方向性を決定し、それに基づいた対応を順次行う。	指定管理者の更新時に、直営化や民間への譲渡の検討を行うとともに、引き続き指定管理者制度を導入する施設については、ガイドラインに沿った適切な運営を行う。	・更新となった施設について、十分な検討を行い、更新事務を進めた。 ・室内プール(アクアプラザ)の指定管理者更新において、新たな事業者の参入があり、競争による候補者選定となった。	○	・指定管理者の更新時に、直営化や民間への譲渡の検討を行うとともに、引き続き指定管理者制度を導入する施設については、ガイドラインに沿った適切な運営を行う。 ・利益の還元提案があった場合の対応、加算方法などについて、ガイドラインの見直しを行う。	指定管理者が固定化傾向にある施設について、事業者の新規参入や新たな魅力あるサービスの導入など、施設の活性化を図っていく必要がある。
11	② 地域内分権による地域の自治の推進と行政との役割分担	(ア) 地域協議会と住民自治組織の役割の明確化及び住民自治組織の全市域への設立	新規	○市民参加・協働推進課	地域協議会と住民自治組織の役割を明確にするとともに、住民自治組織を全市域に設立し、更なる地域の自治の推進を図る。	・地域協議会委員の交替などの機を捉えて丁寧な説明に努める。 ・住民自治組織の設立については、必要性の理解やもたらす効果をより一層明確化できるよう努める。	説明の継続、住民自治組織の全市域への設立、定着(これらにより役割分担が分かりにくいという声は減ると考えられる)	・第10期地域協議会において、今後の自治会、住民自治組織、地域協議会の役割分担のあり方について意見を伺いながら、それぞれの組織の役割の明確化を図る。 ・組織未設立の2地区については、引き続き住民自治組織の意義・必要性について理解の深化に努め、早期の組織設立を目指す。	・自治会に対して、今後の自治会と住民自治組織、地域協議会の役割分担のあり方についてアンケートを実施し、課題や意見の取りまとめを行った。 ・令和5年度に引き続き、未設立の地区において、組織設立の意義や必要性を説明し理解の深化に努め、1地区については、設立に向けた研究会で検討を進めつつある。	○	・令和6年度に実施したアンケート等を基に地域協議会と住民自治組織とが今後の住民自治組織の役割やあり方、自治会との関わり方について懇談会を行う。 ・住民自治組織の設立に向けて検討中の1地域が、地域住民に対して住民自治組織に関するアンケートの実施を計画しているのサポートを行う。また、残りの1地域についても引き続き組織設立に向けた意識の醸成に努める。	・住民自治組織の設立に向けて地域住民の意識を高めることや、認知度向上が課題である。
		(イ) 地域協議会のあり方の見直し	新規	○市民参加・協働推進課	上田市地域自治センター条例第5条に規定する地域協議会の設置単位について、創設以来17年を迎えるに当たり、地域の実情に応じて見直しを検討する。	各地域協議会の意見を踏まえた上で調整を進める。	地域の課題解決に向けて地域に合った望ましい設置単位や委員数としていく。	・第10期地域協議会において、上田地域における地域協議会の設置単位と、適正な委員数等、地域協議会のあり方について見直し・検討を行う。	「上田地域における地域協議会の設置単位と委員数等について」、丸子・真田・武石を含む全ての協議会での協議を行い、年度末に上田右岸地域及び左岸地域の再編等の意見書が提出された。	○	地域協議会での検討結果を踏まえ、庁内合意形成を図りながら、令和8年度以降の地域協議会のあり方を検討し、その結果に応じて条例改正を協議する。	全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を引き続き検討していく。
13		(ウ) 公民館事業のあり方の見直し	新規	○中央公民館 西部公民館 城南公民館 上野が丘公民館 塩田公民館 川西公民館 丸子公民館 真田中央公民館 武石公民館	まちづくり活動を行う住民自治組織との連携を図り、相互の役割を明確にし、地域が主体となって取り組むまちづくりを推進する。	地域課題解決に向けた学習の推進や、学びの成果を実践的な活動へと発展させていく取り組みを行う。更には、公民館が培ってきた地域との関係性を生かし、各地域の実情に応じた学習とまちづくり活動を結びつけ、地域が主体となって取り組むまちづくり活動を支援する。	地域住民を、これまで以上に、まちづくり活動へとつなげていくため、知識と実践を結びつけた地域課題解決に向けた学習を推進し、地域づくりの人材育成を図っていく。	・社会情勢や地域の実情を踏まえながら、多様な主体と連携し、地域課題の解決やまちづくりにつなげる講座を企画・実施する。	・「地域課題の解決」や「まちづくり活動」に関する講座等を51回開催した。(参加者4,260人)	○	・社会情勢や地域の実情を踏まえながら、多様な主体と連携し、地域課題の解決やまちづくりにつなげる講座を企画・実施する。	
		(エ) 地域自治センター・公民館を活用した地域コミュニティの活動拠点化整備	新規	○市民参加・協働推進課	公民館を生涯学習の活動の場だけでなく、地域住民が主体となって地域課題を解決したり、まちづくりを担う人材の育成を行える場として活用する。	政策研究センターを中心に教育委員会とも部局横断的な検討を行い、地域や公民館利用団体の意見を聴きながら調整を図る。	住民自治組織の中央4地区における設位の枠組みを固めるとともに、単なる拠点化に留まらない活用方法や管理形態など、様々な観点で検討を行っていく。	・未設立の地区に対して、まちづくりの方向性、各主体の役割分担等を明らかにし、組織設立に向けた協議を継続する。 ・活動拠点の整備については、まちづくり活動の体制・内容に即したものであることが望ましいことから、住民自治組織の設立に向けた協議の中で併せて検討する。	・令和5年度に引き続き、未設立の地区において、組織設立の意義や必要性を説明し理解の深化に努め、1地区については、設立に向けた研究会で検討を進めつつある。 ・地域自治センターや公民館を地域活動拠点として整備することについて、具体的な進展には至らなかった。	△	まちづくり活動拠点の基本的な方向性を示しながら、庁内協議を進めていく。	・公民館は社会教育施設として運用されているため、地域コミュニティの活動拠点として活用するためには、職員を含めた意識改革が必要である。
15		(オ) 自治会に対して市から依頼する委員、事業の見直し	新規	○市民参加・協働推進課	自治会の負担軽減を図るため、委員の削減や事業の見直しを検討する。	関係各課と協議を行い、委員数と事業の内容を把握し、削減について検討する。	協議が整ったところから委員、事業の削減を行う。	今回見直しした内容で令和6、7年度を実施してみて、令和7年度中に改めて全自治会長アンケート調査を行い、見直し後の実効性を検証していく。令和6年度は、情報収集及びアンケート内容を検討していく。	すべての委員を自治会の都合により任意選出としたほか、外部団体が依頼していた1事業が廃止となった。	○	令和7年度中に改めて全自治会長アンケート調査を行い、見直し後の実効性を検証していく。	引き続き事業の見直しを行う

ウ 市民への説明責任を果たす的確かつ積極的な情報発信

多様なメディアを活用した積極的な情報発信に取り組み、市政の透明性を高めるとともに、市民目線に立った情報共有の仕組みづくりを進めます。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
		細項目										
16	① 多様な手段の活用とアクセシビリティに対応した情報提供	(ア) ICTを活用した情報発信	新規	○広報課 DX推進課	Webアクセシビリティに配慮したホームページなどを作成するとともに、多様な情報発信手段を活用し情報提供を行う。また、ICTツールを活用し、市民と行政がつながる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組む。	ホームページのWebアクセシビリティを高めるとともに、多様な情報発信手段を活用し情報発信の多重化を図る。また、市民と行政がつながる双方向コミュニケーションの仕組みづくりのためICTツールの積極的な活用を図る。	SNS等を浸透させることで、行政との情報共有が進んだと感じる市民を増加させる。また、各分野(まちづくり、環境、子育て、観光、文化など)での活動、イベント等の情報発信におけるICTツールの利用拡大	・ホームページのWebアクセシビリティの向上に努め、利便性の向上を図る。 ・各媒体の特性を活かした、効果的なメディアミックスの調査研究。	・ホームページのデザインリニューアルについて検討を進めた。また、「やさしい日本語」機能を試験的に導入し、利便性の向上を図った。 ・市公式LINEの予約機能を活用し、講座やイベント予約の実証利用を行った。 ・市公式LINEの通報機能活用に向けた検討及び構築を行った。	○	・Webアクセシビリティに配慮したホームページのデザインリニューアルの実施。 ・市公式LINEの予約機能・通報機能の導入。	
		(イ) オープンデータの推進	継続	○政策企画課	市が保有する公共データを、社会共通の情報資源と捉え、オープンデータ化し公開することにより、有効に活用できる環境を整備する。	市が保有する公共データを、国の定める「推奨データセット」等を参考にオープンデータとして最新化及び拡充を図る。	・オープンデータの公開 10分野 ・公共データの利活用の促進	・オープンデータの公開数 9分野 ・公共データの利活用の促進	・上田市オープンデータサイトに「公衆無線LAN一覧」「公園一覧」を新たに公開した。 ・同サイトに公開中の9分野のデータを随時更新した。	○	・上田市オープンデータサイトに1分野追加。 ・公共データの利活用の促進	

エ 広域連携の推進

広域的な市町村連携による役割分担や機能分担により、新たな行政サービスの充実や行政運営の効率化を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
		細項目										
18	① 水道事業の広域化の検討		継続	○経営管理課 上下水道基盤強化 対策室 サービス課 上水道課 浄水管理センター 丸子・武石上下水道 課	長野県企業局、長野市、千曲市、坂城町及び上田市の5者により、広域的な水運用による持続可能な経営体制の確立に向けた検討を進める。	長野県企業局、長野市、千曲市、坂城町及び上田市を構成団体とする「上田長野地域水道事業広域化研究会」を組織し検討を進める。	4水道事業者(長野県企業局、長野市、千曲市、上田市)の水運用の一体化による水道施設の最適化効果及び経営形態について試算する。	・上田長野地域水道事業広域化協議会に参加し、より詳細な検討・協議を進める。 ・検討・協議の状況を、広報や市民説明会を通じて周知を図る。	・関係団体と上田長野地域水道事業広域化協議会を設立し、詳細な検討、協議に着手した。 ・広報等による検討内容の周知、市民説明会(446人参加)や地域協議会、商工会等の各種団体への説明を行い、意見聴取を実施した。	○	・上田長野地域水道事業広域化協議会に参加し、検討・協議を継続する。 ・市としての方針を決定し、検討・協議の状況を広報や市民説明会を通じて周知を図る。	・市民の理解が十分に深まっておらず、特に若い世代の関心を高める必要がある。
		(ア) クラウドサービス等の利用促進	新規	○情報システム課	各業務システムの更新時に、情報セキュリティの向上や行政コストの削減を考慮し、クラウドサービス利用及び共同利用の検討を行う。	各業務システムの更新時に、クラウドサービス利用及び共同利用の検討を行う。	業務システムの更新や構築時には、情報セキュリティの向上や安全で確実なデータ処理、行政コストの削減を図る観点からシステム導入の検討を行う。	・R7年度末までに国が整備する「Gov Cloud」に移行できるよう国や県等の説明会に参加し、情報収集を行う。 ・19市による情報システム研究会等に参加し、標準化や共同利用の検討を行う。	・R7年度末までに国が整備する「Gov Cloud」に移行できるよう国や県等の説明会に参加し、情報収集を行った。 ・自治体が活用可能なクラウドサービスの情報収集を行った。	○	・効率化に繋がるクラウドサービスについて導入の検討を行う。 ・導入に必要な手続きを整理する。	
20		(イ) 業務システムの標準化	新規	○情報システム課	基幹系情報システムの標準仕様書に準拠したシステム導入を行うため、事務手順や業務の見直しを行うとともに、様式や帳票等の標準化に取り組む。	令和7年度までに標準仕様書に準拠したシステムへ移行する。	主要17業務の基幹系情報システムについては、国が作成する標準仕様書に準拠したシステムへ移行する。	・住基(他3業務)について新システムで運用を開始する。 ・上記以外(16業務)は令和7年度の運用開始に向けてシステム及び環境構築を開始し、令和7年度末までの移行を目指す。	・住基(他3業務)について新システムで運用を開始した。 ・令和7年度の移行に向けて、関係ベンダーとの打合せ及び調整を実施した。	○	・ガバメントクラウドへの移行が困難な特定移行支援システムを除く全19業務をガバメントクラウドに移行する。	

(2) 健全で持続可能な財政基盤への改革

将来にわたり安定的かつ持続可能な財政基盤の確保に向けた、効率的な財政運営の取組を進めます。

ア 歳入の確保

国・県などの補助制度を最大限活用し、特定財源の確保に努めるとともに、市税等の収納率の向上や、遊休資産の処分、広告掲載事業やふるさと納税の推進など、自主財源の確保を図ります。

No.	取組項目 細項目	新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
21	① ふるさと納税の推進	継続	○移住交流推進課 政策企画課	ふるさと納税寄付額の増加及び企業版ふるさと納税の積極的なPRにより自主財源を確保するとともに市の知名度向上と関係人口の拡大、並びに産業振興を図る。	【個人版】ふるさと納税ポータルサイトの追加及びSNSの導入活用により、上田市返礼品へのアクセス機会増加を図るとともに、魅力ある返礼品の登録を促進し、寄附額の増加並びに知名度向上による関係人口の拡大と、地域産業の振興を狙う。 【企業版】上田市版総合戦略を網羅した地域再生計画に基づき広く寄附を募る。	【個人版】ふるさと納税寄附件数と寄附額の増 【企業版】寄附件数または寄附額の増	【個人版】 ・ニュース配信サイトの有効活用により、情報発信に努める。 また、寄附額増加に向けて先進事例を研究するとともに庁内連携強化を図る。 【企業版】 ・引き続き寄附拡大に向け全庁体制で取り組む。	【個人版】 件数:26,383件、金額:518,397千円 前年度比約43.5%増 【企業版】 件数:18件、金額:57,131千円	○	【個人版】 ・庁内連携及び官民連携による事業者開拓 ・新規ポータルサイト導入の検討 ・正しい制度運用の徹底 【企業版】 ・寄附拡大に向け全庁で取り組み、R6実績値より寄附額の増加を目指す。	【個人版】 ・経費を分析し、寄附単価を上げる。 ・リピーター獲得のため、上田市独自のイベントを検討する。
22	② 遊休財産等の処分促進	継続	○財産活用課	自主財源の確保に向け、遊休財産等の処分を促進する	公募により売却に至らなかった土地の媒介依頼については不動産専門家(宅建協会)と引き続き調整すると共に、遊休財産の把握及びそのオープンデータ化を図り、遊休財産等の有効活用及び処分を進める。	判明した遊休地又は公募において売却に至らなかった土地の処分を計画的に促進することで、遊休財産等の処分目標を毎年度3千万円以上とする。	・専門家のノウハウを活用した遊休財産等の処分促進 ・判明した遊休地について、市ホームページ等を活用してお知らせ。 ・年間3千万円以上の売却	・公募による売却に至っていない4物件については、宅建協会へ媒介依頼を継続中。 ・遊休地を4物件売却。 ・年間約1千762万円の売却実績。 (道廃水路敷を含んだ売却実績は年間約3千242万円。) ・売却予定地その他、庁内未利用・低利用資産34物件についても、市ホームページ等を活用して情報の発信を行った。	○	・専門家のノウハウを活用した遊休財産等の処分促進 ・判明した遊休地について、市ホームページ等を活用してお知らせ。 ・年間4千万円以上の売却	
23	③ 市税・各料金等の収納率向上と滞納繰越額の縮減	継続	○収納管理課	自主財源及び税負担の公平性を確保し、収納率の向上及び滞納繰越額の縮減に向けた取組を推進する。	・納付案内センターの活用による滞納の発生とその長期化を防止する取組の推進 ・長野県地方税滞納整理機構と連携した滞納繰越額縮減のための取組の推進 ・RPA、AIといった新技術の導入による業務効率化の推進	・市税収納率(現年度)99.30% ・業務の効率化	市税収納率(現年度)99.10% (令和7年5月31日現在) 業務システム標準化について、関係各との情報共有を図り、現行システムとの相違に応じた運用方法の検討と、円滑な移行に向けた作業スケジュールの策定。	市税収納率(現年度)99.31% (令和7年4月30日現在) 業務システム標準化について、関係各所との運用開始に向けた事務手順等の見直しに係る協議、情報共有及び準備作業を実施。また、説明会に参加し、ベンダー等との協議・調整を実施。	○	市税収納率(現年度)99.30% (令和8年5月31日現在) 業務システム標準化への円滑な移行及び適正な運用に向けた作業の遂行。	システム標準化への移行にあたり、現行システムとの相違に応じた、新たな業務運用の確立が必要である。
24	④ 適正な債権管理	新規	○債権管理室	債権管理条例を制定することで、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定め、債権管理に関する事務の一層の適正化を図る。	・債権管理条例の制定 ・債権管理マニュアルの活用 ・市の中の債権管理に関するの相談体制の整備。	・債権所管各課において適正な債権管理ができるようになること。	・債権管理基本方針に基づく取り組みを引き続き強化していく。 ・徴収計画の策定、ヒアリング、研修実施などを通じて庁内の債権管理体制の強化を図る。 ・困難案件については、担保権の実行、訴訟の提起も含めた法的手続きを行う。	・48債権(22課)に対しヒアリング実施、随時所管課からの相談に応じた。(計46件) ・「債権所管課新任者研修」に12課13名が参加。また、より実務的な「債権管理研修」には12課17名が参加した。 ・法的回収手続の実施(訴訟2件、強制執行差押1件、不動産競売申立2件、相続財産清算人申立1件) ・債権処理審査会では事前調整等により審査対象とした案件(3課35件)全てについて放棄妥当と判断された。また、徴収停止に向けた積極的な情報提供を実施した。	○	・債権管理基本方針に基づく取り組みを引き続き強化していく。 ・徴収計画の策定、ヒアリング、研修実施などを通じて庁内の債権管理体制の強化を図る。 ・困難案件については、法的手続も含めた債権回収に取組む。 ・債権処理審査会による債権放棄の適正な審査を行う。	・債権所管課においては人事異動があっても適切な債権管理体制を継続していく必要がある。 ・個別条例に基づく債権放棄について、債権管理条例に統一するかどうか検討を進める。 ・庁内債権の移管(一元化)について、先進自治体の事例を研究するとともに、モデルケースとなりうる事案があれば担当課と調整を図っていく。
25	⑤ 水道料金・下水道使用料の収納率の維持向上	継続	○サービス課	上下水道事業は、将来にわたり安心・安全な上水道の供給と、下水道による快適な生活環境の保全を行うため、持続的・安定的な事業運営が求められる。その財源となる料金収入の収納率99%の維持・向上に向けた取組を推進する。	収納推進本部での収納方針に沿った効果的な収納対策を実施するとともに、料金徴収業務受託業者に対する適切な情報提供と連携により収納率向上を図る。	水道料金・下水道使用料の現年度分収納率99%以上を維持し、向上させる。	水道料金・下水道使用料の現年度分収納率99%以上	水道料金 99.55% 下水道使用料 99.43%	○	水道料金・下水道使用料の現年度分収納率99%以上	令和7年4月の上下水道料金の改定により、料金が値上げされた中でも、引き続き収納率99%以上が維持できるよう、収納対策の強化を図る。
26	⑥ 市有財産を活用した広告掲載事業の実施	新規	○財産活用課	自主財源の確保に向け、市有財産を活用した広告掲載事業を促進する。	メリット及びデメリットを充分研究・協議したうえでネーミングライツ(命名権)を導入する。	ネーミングライツ(命名権)導入にあたってのガイドラインを定めるとともに、導入可能施設の検討を行う。	・ネーミングライツ(命名権)導入可能施設の検討	・別所線千曲川橋梁において「施設特定制」で募集が行われたが、導入には至らなかった。 なお、募集については継続して実施中。 ・導入対象となる施設を、指定管理施設を含め、より多くかつ幅広く周知するために、ガイドライン改正の検討を行うと共に、庁内関係課に対し、導入対象施設の拾い出しに向けた調査を依頼した。	○	・ガイドライン改定に伴う、指定管理施設等も含めたネーミングライツ(命名権)導入可能施設の検討	

イ 健全な財政基盤の構築

事務事業の選択と集中、既存事業の見直しなど、歳入に見合う歳出構造への転換とともに、公立大学法人長野大学や市立産婦人科病院などの改革を進め、中長期の財政推計を踏まえ、将来を見据えた安定的な財政基盤の構築を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
27	① 中長期の財政推計に基づく安定的な財政基盤の構築		継続	○財政課	中長期の財政推計に基づく安定的な財政基盤の構築を図る。	新型コロナウイルス禍や経済情勢による影響等を見据えた財政見直しを策定	令和8年度以降の財政見通しの策定、公表	① 3年間の中期財政見通しの策定 ② 長期財政見通しの研究	①②実施計画の財源推計のため、3年間の財政見直しを作成した。財政推計の方法について研究した。	○	① 3年間の中期財政見通しの策定 ② 長期財政見通しの研究	財政推計に必要な数値を関係課に求める必要がある。流動的な要素が多いので、前提条件を丁寧に整理する必要がある。
28	② 合併協議における未統一制度等の見直しの加速化		新規	○行政管理課 事業担当課	未統一制度等の統一により、歳出の削減を図るため、合併協議における未統一制度や、地域間で異なる制度に関して、改めて必要性、妥当性等を検討し、統一化に向けた調整を行う。	合併協議における未統一制度や、地域間で異なる制度に関して、改めて必要性、妥当性等を検討し、統一化に向けた調整を行う。	未統一制度等の統一により、歳出の削減を図る。	行政管理課と担当課との間で、改めて必要性、妥当性等を検討し、引き続き、未統一制度等の調整を図る。	「真田町堀内猪之助奨学基金の設置、管理及び運用に関する条例」について、篤志家からの申出により、R7年度予算から基金を一般会計へ繰入れ、同条例を令和6年度末に廃止。当該暫定施行例規の見直しは終了となった。	○	引き続き、行政管理課と担当課との間で、未統一制度の必要性、妥当性等を検討し、統一に向けた調整を図る。	現時点において調整のめどがつかない項目(嘱託医・嘱託歯科医及び嘱託薬剤師の委嘱・報酬)については、全庁で検討し判断する段階と考える。
29	③ 地方公営企業・財政援助団体の改革	(ア) 公立大学法人長野大学の改革促進	新規	○学園都市推進室	地域の大学として、特色ある教育研究への取組と、持続可能な財政基盤の構築に向け、設立者として大学と連携し改革を促進する。	・理工系学部の設置及び既存学部再編と、必要な施設整備の計画的推進 ・自己収入(学生納付金、外部研究費)確保や適正な歳出管理に呼応した運営費交付金等の運用	・理工系学部設置、既存学部再編(R87目標) ・交付税算定における基準財政需要額を上限とした運営費交付金の継続	①大学改革の促進(学部学科再編・施設整備の推進) ②大学中期目標の進捗管理	①理工系学部の新設と既存学部の再編の認可申請(届出)に向け、文部科学省の事前確認を実施した。また、理工系研究科(修士課程)の認可申請書類を提出した。施設整備では、既存校舎の解体を終了し、新棟建設工事に着手した。 ②地独法の改正に伴い、年度計画の策定及び評価委員会による年度評価が廃止され、中期目標・中期計画の進捗管理は大学自身の経営管理の中で行い、毎年度、自己点検・自己評価に取組むよう改めた。 評価委員会が各年度の取組状況等を把握しておく必要があるため、大学の年度評価、進捗状況等を評価委員会に報告し、業務改善等の助言、意見をまとめ、大学の次年度事業計画・予算に反映するよう求めた。	○	①大学改革の促進(学部学科再編・施設整備の推進) ②大学中期目標の進捗管理	○理工系新学部・研究科及び既存学部再編が認可された後の学生募集、確保が課題。 理工系学部設置後は、上田地域産業界と教員・学生との交流を進め、情報技術を駆使して未来を創造できる人材等の育成を目指す。 ○第2 期中期目標及び第2 期中期計画における見込評価を今後実施していく。
30		(イ) 市立産婦人科病院の経営形態の見直し	継続	○市立産婦人科病院	他施設との再編・集約化により、医療資源の有効活用等による経営の効率化や安定的な医師確保を図り、将来にわたり安全・安心な地域周産期医療体制づくりに取り組む。	答申を踏まえ、市民の理解を得た上で、他施設との再編・集約化に向けた取組を進める。	他施設との再編・集約化による健全な財政基盤に基づく、安全・安心な地域周産期医療体制の構築		達成済み	○	達成済み	
31		(ウ) 武石診療所の改革	継続	○武石診療所	武石地域唯一の医療機関としてのあり方を検討し、診療体制の見直しを行いながら、適切な人員配置等体制整備をし、経営の効率化を図り、地域医療を守るための改革に取り組む。	・診療所のあり方について地域協議会へ方々を相談し、診療体制の見直しを行いながら、適切な人員配置等体制整備をし、経営の効率化を図り、地域医療を守るための改革に取り組む。 ・近隣の医療機関との連携・統合について協議、実施	・武石診療所の継続的な運営	・薬剤師による薬剤指導の実施や薬剤管理の効率化のため、院外処方割合向上に取り組む。 ・国保依田窪病院との連携(統合・再編)に向けた協議	・調剤業務について、薬局へ自力で行くことのできない患者を除き院外処方とした。(院外処方:80%) ・へき地診療所指定に伴い、補助金及び国保依田窪病院への特別交付税の交付状況を踏まえ、令和8年度まで直営とした。	○	・地域協議会からの答申に基づく診療体制の見直し ・施設(築40年)の改築等の検討 ・依田窪病院との連携(統合)に向けた協議	令和9年度以降の診療体制について、検討が必要である。
32	④ 既存事業の見直し(スクラップ&ビルド)		新規	○財政課	全ての事業の今日的意義や役割、手法の適正性や民間等への移管可能性という視点で、既存事業の見直しを推進し、安定的な財政基盤の構築を図る。	全ての事務事業について、既存事業の再確認を行うこととし、既存事業の中止(スクラップ)等が見込めない新規の要求は、原則として認めないこととする。	既存事業の見直し推進により、安定的な財政基盤の構築を図る。	既存事業の見直し方法の研究、実践	令和7年度当初予算において、既存事業の見直しと一般財源上限枠の設定を実施し、物価高騰や新たな財政需要に対応するための財源として活用した。	○	既存事業の見直し方法の研究、実践	事業の見直しは、影響を受ける市民への説明や他事業との調整などの多くの負担が伴うことから、容易には進まない。時代の変化に対応した事業の見直しを後押しするような工夫が必要である。

ウ 市有財産の適正な管理と利活用

固定資産台帳により市有財産を整理し、新地方公会計制度に基づく財務書類等を活用したセグメント分析を進め、正確な行政コストの把握と財政の「見える化」を図り、ルールに則した市有財産の有効活用を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
33	① 地方公会計制度による財務書類等の活用		継続	○財政課	地方公会計制度による財務書類等の整備により、セグメント分析を進め、正確な行政コストを把握することで、市有財産の有効活用に活かす。	新たな公会計システムを導入し、財務書類等を効率的に作成、他団体との比較、分析を行う。	財務書類等を整備することにより、セグメント分析を進め、施設ごとの正確な行政コストを把握し、市有財産の有効活用や既存事業の見直しへ活用する。	公会計システムの活用	固定資産の変動を整理するとともに、公会計システムを活用し、財務書類を作成した。	○	公会計システムの活用	公会計システムと公有財産管理システムを別に管理するため、データの整合に留意し、財務書類の作成を行う必要がある。財務書類を活用するためにも、膨大な量の固定資産台帳の正確性を高める必要がある。
34	② 固定資産台帳を活用した財産管理と利活用		継続	○財産活用課 財政課	地方公会計制度による財務書類等の作成に必要な固定資産台帳を整備し、財産の適正な管理と利活用を図る	固定資産台帳に基づく財産の適正な管理を継続すると共に、台帳のシステム化を図る。	固定資産台帳をシステム化することで、地方公会計制度による財務書類の作成に活用できるようにすると共に、より効率的に未利用資産の適正な把握ができるようにする。	システム化された固定資産台帳の活用及び財産の適正な管理	・固定資産台帳の資産データについて、令和5年度の異動処理を行った。 ・その際、異動データの公会計システムへの取り込みを効率化するため、処理方法を見直した。 ・固定資産台帳の精度を高めるため、データ整備を行った。 ・また、資産データを確実に更新する方法を検討した。	○	・固定資産台帳の精度を高める。 ・固定資産台帳の資産を確実に異動処理できるよう、業務フローを見直し、ICTを活用することにより、業務の効率化を図る。	
35	③ 用途廃止施設の活用と処分		継続	○財産活用課 丸子地域振興課 真田地域振興課 武石地域振興課	庁内での用途廃止施設の活用・処分に関する手続基準に沿って、市有財産の有効活用を図る	・令和3年3月に「上田市行政財産の用途廃止及び財産処分の手続基準」を定めたことから、所管課との協力体制のもとで未利用資産の今後の利活用について検討を進める。 ・上田・丸子・真田・武石の各地域における未利用資産の現状を踏まえ、「公有財産管理委員会(副市長を委員長、各部長を委員とする合計15名で構成)」において、未利用資産の今後の利活用についての検討を進める。	・「手続基準」に沿った用途廃止施設の活用と処分 ・「公有財産管理委員会」での検討結果を踏まえ、各地域における用途廃止施設の活用と処分	・「手続基準」に沿った用途廃止施設の活用と処分の検討 ・「土地利用検討会議」により、未利用資産の今後の利活用を検討	・庁内未利用・低利用資産中、25件について市及び県のホームページを通じ外部公表を行った結果、2件の売却に繋がった。(売却1件) ・市の土地利用を総合的に検討、調整し、土地利用の推進を図ることを目的とした「土地利用検討会議」がR5から再開され、未利用資産に係る個別の状況や課題などを踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、処分・利活用の促進に係る検討を行った。(懸案土地5件・新規取得土地2件)また、令和5年度で協議、検討の土地のうち、1件(神川第一保育園)は庁内で利活用することになった。	○	・「手続基準」に沿った用途廃止施設の活用と処分の検討 ・「公有財産管理委員会」により、未利用資産の今後の利活用を検討	

エ 公共施設マネジメントの推進

「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、丁寧な説明を積み重ね、市民の共有財産である公共施設の適切な維持管理を行うとともに適正配置を検討し、有効な利活用を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
36	① 公共施設等の適正配置と長寿命化の実現		新規	○行政管理課 政策企画課	公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設等の集約化・複合化の取組とともに、施設の長寿命化の推進を図る。	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の実現を図るため、実施計画の要求前に関係課で事前協議する仕組みを確立する。	個別施設計画登載事業の実現	公共施設マネジメントに係る庁内推進体制を構築する。	都市構造再編集中支援事業(R11～)搭載事業の対象施設検討のため、庁内プロジェクトチームによる勉強会を複数回開催。老朽化施設の統廃合の検討を進めた。	○	・R7年度に最終年度となる公共施設等総合管理計画の改定を行う。次期計画においては、施設縮減等に係る数値目標や縮減等の判断に用いる基準設定を行う。 ・施設複合化の実施に向け、引き続きPTにおける検討を進める。	
37	② 個別施設計画の推進		新規	○行政管理課 施設所管課(個別施設計画策定時の計画策定主担当課)	維持管理経費と更新費用の平準化を図るため、各施設所管課が個別施設計画に基づく公共施設の適切な維持管理を行う。	予防保全に基づく維持管理手法を確立し、施設の長寿命化及び適切な維持管理を図る。	点検等を踏まえた計画的な修繕等により、施設が維持管理されている。	建築技師による現地指導会を開催して、職員の意識向上を図る。	「包括施設管理業務委託」導入の検討に着手し、事業者との対話を進めるとともに、先進地である沼田市への視察を実施した。	○	「包括施設管理業務委託」導入に向け、引き続き検討を行う。 施設の予防保全の啓発に向けた庁内研修を実施する。	「包括施設管理業務委託」について、庁内での合意形成と導入に係る経費の捻出が課題である。
38	③ 施設維持管理費の縮減		継続	○行政管理課 健康推進課 農政政策課 武石産業観光課 真田地域教育事務課	公共施設における価格等の競争による電力調達契約導入を拡大し、更なる維持管理経費縮減を図る。	各施設において、公正かつ透明性のある電力調達について検討し、より安価な契約を締結する。	すべての施設において、より安価な電力調達契約に見直されている。	引き続き、ESP事業導入施設を増やし、エネルギーコストの最少化を目指す。	・1施設において新たにESP事業を導入した。(丸子ふれあいステーション) ・ESP事業導入施設数を調査した結果、R6年度末現在56施設において導入されている(広域連合の施設を含む)	○	引き続き、ESP事業導入施設を増やし、エネルギーコストの最少化を目指す。	
39	④ 公共施設のあり方の検討	(ア) マルチメディア情報センター	継続	○DX推進課	マルチメディア情報センター事業の再構築と施設のあり方を検討する。	事業内容や施設のあり方などについて、庁内関係課と検討を進めるとともに、関係団体との調整を図る。	社会情勢及び市民のニーズに合った事業を展開する。	「(仮称)市民ICT支援センター」の東庁舎改修工事の円滑な契約業務及び進捗状況の管理、事業内容や運営体制、備品購入等の具体的な開館準備を進める。	新センターの改修工事契約を締結、進捗状況の管理をする一方、これまでの意見聴取の内容を参考に具体的な施設の活用方法や事業計画の検討を進めた。 マルチメディア情報センターの売却に向け、不動産鑑定等を行った。	○	令和7年11月の開館に向け、工事の進捗管理、ネットワーク整備、什器の購入搬入を計画的に行い、方針に沿った事業を展開する。 マルチメディア情報センターの閉館準備及び売却準備を進める。	新センターへの機能移転により、建物面積が減少するため、施設内での活動のみならず、アウトリーチ活動を活発に取り入れていく必要がある。
40		(イ) 労働福祉施設	継続	○地域雇用推進課	老朽化が進む勤労者福祉センター及び共同福祉施設(サンワーク上田)について、施設の今後の方向性を検討する。	他の類似施設(市民プラザ・ゆう等)との統合や複合施設化等、今後の施設の方向性に基づく建替え、改修、用途廃止などを検討する。	労働福祉施設の方向性の決定	今後の在り方を検討するにあたり、区分所有者、地元関係者との協議を進めるとともに、除却した場合の土地利用などについて検討する。	庁内並びに地元関係者・地域協議会等と意見交換を行ってきたが、所期の目的は一定程度果たされたものとし、建て替えはせず廃止する方向で検討していくこととなった。	○	廃止の時期、廃止後の除却の方法、除却した場合の土地利用などについて検討していく。	【現状の課題】 除却する場合の財源
41		(ウ) コミュニティ施設	継続	○市民参加・協働推進課 丸子地域振興課	所管するコミュニティ施設(指定管理施設)の地元譲渡について検討する。 (下堀コミュニティセンター、まほろばの里交流会館、古戦場公園コミュニティセンター、下室賀コミュニティセンター、染屋交流センター)	地元譲渡について条件を洗い出し、継続的に協議を行う。	条件の整った施設について地元譲渡を行う。	他の施設についても、譲渡に向け、地元自治会と協議を進める。	一部施設(コミュニティセンター熊の森)については、改修工事が完了し譲渡が完了した。また、他の一施設についても地元自治会との協議を進め、地元から了解を得た。	○	協議を進めている一施設について、改修工事を完了し譲渡を完了する。	他の施設についても譲渡の協議を進める。
42		(エ) 鹿月荘とクアハウスかけゆ	継続	○丸子産業観光課	両施設は利用者の減少傾向が続くと共に、施設の老朽化に伴う修繕費等の公費負担が増加傾向にあることから、経営方針の再構築を検討する。	公共施設マネジメント基本方針との整合を図るとともに、将来的には専門家による分析なども加えて、経営方針を再構築する。	市政経営会議で決定した方針を基本とした施策を実施	施設条例を廃止し普通財産として利活用できる形にし、施設を閉鎖する。	R6.6月議会で施設条例廃止を議決。 R7.3.31をもって施設を閉鎖した。	○	譲渡に向けた公募型プロポーザル実施のため、必要な予算を計上し準備を進めていく。	譲渡希望者がいなかった場合にどのように条件変更をするか検討の必要がある。
43		(オ) 菅平高原自然館	継続	○真田産業観光課	菅平高原自然館のあり方の検討を行う。	地元菅平高原関係団体との協議を経て、方向付けを図る。	方向付けを図り、行程等を具体化する。	今後の方向性について関係団体と引き続き協議等を実施しながら、展示品・所蔵品の整理を進め、今後の方向性を位置付ける。	今後のあり方や展示品等の整理に向けて内部で検討するとともに、地元関係者と協議を実施した。	○	今後の方向性について地元関係者等と引き続き協議を進めながら、展示品・所蔵品の整理や利活用を検討し、今後の方向性を位置付けていく。	国の補助金や辺地債等の活用も視野に入れながら、今後のあり方を検討する。
44		(カ) 武石地域の観光施設等	継続	○武石産業観光課	公共施設マネジメント基本方針に基づき、ふるさと名産センター、東栗沢谷緑の広場、武石番所ヶ原スキー場の観光施設全般のあり方の検討を行う。	公共施設マネジメント基本方針に基づく取組を行う。	観光施設全般のあり方の方向付け	・両施設の(雲漢荘・うつくしの湯)の方針に沿って、事務手続き等を進める。 ・他の観光施設についても、今後のあり方を検討し、計画的な整備等を進める。	・「温泉施設在り方検討部会」は、令和5年度をもって解散。 ・雲漢荘の宿泊業務を終了し、令和7年度は日帰り入浴施設として1年間活用する。 ・うつくしの湯大規模改修に係る実施設計。	○	・雲漢荘は、令和7年度末を閉館(施設廃止条例等議案提出予定) ・うつくしの湯は大規模改修工事のため、長期休館し、年内の営業再開を目指す。	・雲漢荘の令和8年度以降の方針について、他施設の機器等の老朽化による不具合の増加。
45		(キ) 直営化した施設の適切な維持管理と処分の検討	新規	○行政管理課 農業政策課 森林整備課 真田市民サービス課 真田産業観光課 真田地域教育事務課	利用者が限定的等の理由により、令和2年度に指定管理から直営化した33施設について、適切な維持管理を行うとともに、譲渡等を検討する。	・利用者団体等との協議を進め、可能な施設は譲渡する。 ・老朽化が著しく、利用頻度の少ない施設は廃止を検討する。	1割の施設の方向性が決定	改めて施設の現状と課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを進める。	現状維持にとどまり、具体的な進捗はなかった。	△	改めて施設の現状と課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを進める。	

オ 受益と負担のあり方の見直し

受益と負担の原則に基づき、サービスコストとそれに見合った受益者負担について、市民の理解を得ながら、公平な負担となるよう適正化を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
46	① 受益と負担のあり方の検討		継続	○行政管理課	施設使用料、事務手数料の見直しを行うための基本的な統一方針を策定する。	行財政改革推進委員会において原案を審議、パブコメ後に庁内意思決定	基本的な統一方針に基づいた定期的な使用料・手数料の見直しにより、サービス水準の維持、公費負担の軽減が図られるとともに公平性・公正性や透明性が確保される。	基本方針に基づき、使用料等を改定する。	・令和6年9月議会において使用料等の改定に係る改正条例が議決された。 ・改正内容は、温泉施設8施設の料金値上げ、共通家族券の廃止、公民館等貸出区分の1時間あたりへの変更。 ・施行期日は令和7年4月1日	○	・温泉施設料金値上げに伴う子育て世帯の負担軽減策として、小中学生を対象に夏休み期間の温泉施設利用料金無料事業を実施。	
47	② 事務手数料の見直し		継続	○行政管理課	受益と負担のあり方の基本的な統一方針を踏まえ、適正な料金体系への定期的な見直しを図る。	受益と負担のあり方及び社会経済情勢等に即して見直しを図る。	受益と負担のあり方の基本的な統一方針を踏まえた適正な料金体系への定期的な見直しを図る。	使用料等の改正後、事務手数料についても改定の検討を行う。	事務手数料の見直しの検討については未着手となった。	△	事務手数料の改定に向けた検討への着手。	
48	③ 施設使用料の見直し		継続	○財政課 施設所管課	受益と負担のあり方の基本的な統一方針を踏まえ、適正な料金体系への定期的な見直しを図る。	基本的な統一方針を踏まえ、料金体系を可能な限り統一し、使用料の改定を検討、以後定期的に見直しを実施する。	基本的な統一方針を踏まえ、料金体系を可能な限り統一し、使用料の改定を検討、以後定期的に見直しを実施する。	「公の施設における使用料等の考え方」に基づき、関係課と連携し、令和7年4月の改定に向けて取り組む。	「公の施設における使用料等の考え方」に基づき、関係課と連携し、令和7年4月の改定を行った。	○	「公の施設における使用料等の考え方」に基づき、附属器具使用料、冷暖房使用料の改定に向けた検討に取り組む。	附属器具使用料、冷暖房使用料の改定に向けて実費の把握が必要である。
49	④ 減免基準の見直し		継続	○行政管理課	受益と負担のあり方の基本的な統一方針を踏まえた適正な料金体系への定期的な見直しと併せて減免基準の見直しを行う。	行財政改革推進委員会において原案を審議、パブコメ後に庁内意思決定	基本的な統一方針に基づいた定期的な減免基準見直しにより、公平性・公正性や透明性が確保される。	令和9年1月までに減免の適正な運用につき関係課と協議を行う。	減免の適正な運用に向け、公民館においてプロジェクトチームを設置し検討に着手した。	○	令和9年1月からの減免に関する基本方針の適用開始に向け、冷暖房費等の減免のあり方について、令和7年度中を目途に方向性を固める。	

(3) 時代に即した行政運営への改革

貴重な経営資源である『人(職員・組織)』のマネジメントの視点を踏まえ、社会情勢の変化等に対応できる簡素で効率的な行政運営の取組を進めます。

ア 行政組織の適正化

複雑化・多様化する行政課題や新たな行政需要に迅速かつ効率的・効果的に対応できる組織づくりを進めます。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
50	①	社会情勢等に応じた組織の構築	継続	○総務課 (R6から行政管理課)	社会情勢や行政課題に迅速かつ効果的・効率的に対応できる体制に向けた組織見直しと定員管理を検討・実施する。	・国・県の動向、社会情勢等を的確に把握するとともに組織ヒアリングを踏まえ、効果的かつ効率的な体制、事務所掌に向けた組織見直しの実施 ・定員管理計画に基づく適正な職員数の確保と管理	社会情勢や行政課題に迅速かつ効果的・効率的に対応できる体制の実現	・法務やコンプライアンスの充実、複雑化する住民相談に対応する総合相談体制の検討、公共施設マネジメントの推進等に対応できる組織の構築、地域コミュニティ拠点としての公民館の組織上の位置付け等を検討する。 ・業務の改廃を行う中で、適正な職員数を見直すとともに、定年延長職員や会計年度任用職員を含めた総額人件費の分析を行う。	・全部局に対する組織ヒアリングを実施し、令和5年度の大規模組織改正の効果の検証や各部局の現状の組織課題を把握した。 ・令和7年度に向けての組織改正では、社会情勢の変化や喫緊の行政課題に対応できる組織を目指した組織改正を実施した。 ・危機管理体制の強化(危機管理防災課への消防団事務移管)、上田市誕生20周年事業担当の設置、契約検査課への技術指導係の設置を行った。	○	・令和7年度から10年間を計画期間とする上田市定員管理計画を策定する。 ・次期計画の策定にあたっては、将来的な課題を見据えた、効果的・効率的な組織体制を検討する。 ・全部局に対する組織ヒアリングを実施し、令和8年度に向けて喫緊の行政課題がある部局については組織改正の対応を行う。 ・事務事業の改廃を進める中で、適正な職員数を見直すとともに、定年延長職員や会計年度任用職員の配置や総額人件費のあり方の検討を行う。	
51	②	内部統制の研究	新規	○行政管理課	制定が必須とされている、県・政令指定都市の内部統制制度を参考に、制度の研究を行う。	上田市としての内部統制の方向性や取組体制を定め、各業務におけるリスクを組織的に把握し、既存の業務マニュアル等を整備する。	業務の効率的かつ効果的な遂行や財務報告等の信頼性が確保され、また、業務に関する法令等に適合した業務の執行が確保される。	・職員意識調査、各課不適切事案調査の実施 ・庁内検討会議の開催 ・制度構築に係る研修 ・内部統制基本方針の策定	・令和6年10月、人事院公務員研修所客員教授をお呼びして「公務員のためのコンプライアンス研修」を開催(2部制)。課長職を中心に約100名の職員に受講いただいた。	○	上田市版内部統制制度を構築し、制度周知を図る。	

イ 人材の確保・育成と職員の意識改革

多様な人材の確保に向けた制度の充実や、「上田市人材育成基本計画」に基づく計画的な育成に取り組み、市民の立場に立って行動できる人材の育成と職員の意識改革を図ります。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
	細項目											
52	①	多様な人材の確保	継続	○総務課	複雑化・多様化する行政需要に的確に対応していくため、多様な人材の確保を図る。	・行政需要や職員の年齢構成を踏まえ、さまざまな任用形態により必要な人材を確保する。 ・定年引上げに伴い、高齢期職員の積極的な活用を図る。	専門人材の確保や高齢期職員が有する知識・経験の活用により、住民サービスの充実を図る。	・職員採用試験の内容や実施時期の見直しを行い多様な人材の確保に努める。 ・定年引上げと関連制度の適切な運用により高齢期職員の活用を図る。	・土木技術職(大卒程度)の早期募集の実施等、職員採用試験応募者の確保に努め、専門職を含む43人を新規採用 ・定年延長に関しては、対象職員に対する説明会、個別面談等を実施し、25人(78%)が定年延長を選択	○	・職員採用試験の内容や実施時期の見直しを行い多様な人材の確保に努める。 ・定年引上げと関連制度の適切な運用により高齢期職員の活用を図る。	
53	②	計画的な職員研修の実施	継続	○総務課	複雑化・多様化する行政需要に的確に対応できる人材を育成していくため、多様で効果的な研修を計画的に実施する。	年度別の職員研修計画に基づき、職場内研修(OJT)を基本に、階層別研修などの職場外研修や自主研修の実施により、職員のやる気を最大限に引き出し、職員自身が意識改革していくことを支援する。	多様で効果的な研修の実施により、「自ら考え行動しそのために自ら成長を目指す職員」を育成する。	・職員研修計画に基づく研修の実施	・職員研修計画に基づき、階層別研修に加え、全職員を対象としたハラスメント研修や、政策立案力の向上をめざすEBPM研修等を実施 ・キャリア面談(主査級以下)を実施し職員のキャリア形成を促進	○	・職員研修計画に基づく研修の実施 ・より専門性の高い人材の育成を図るため、教育機関への派遣研修を積極的に実施する。	
54	③	人事交流の実施	新規	○総務課	行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人材を育成するとともに、組織の活性化を図るため、国・県・民間企業等との人事交流を実施する。	必要な分野における国・県・民間企業等との人事交流の実施	国・県・民間企業等との人事交流による人材の育成と組織の活性化	・国、長野県、民間企業等との人事交流を継続して実施し、人材育成と組織の活性化を図る。	・国(文化庁、関東経済産業局、関東地方整備局)、長野県に職員計4人を派遣 ・信州うえた農業協同組合、長野大学との人事交流の実施	○	・国、長野県、民間企業等との人事交流を継続して実施し、人材育成と組織の活性化を図る。	

ウ 仕事のやり方の見直し

増大する住民ニーズに対し、行政サービスの安定的かつ持続的な提供と、市民満足度やサービスの向上を図るとともに、業務の省力化・ICT化による生産性の向上を目指します。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
		細項目										
55	① AI・RPAなどの 最先端技術 活用による業務 改善	(ア) AI・RPAなどの技術の 活用	新規	○情報システム課	審議会や委員会などの議事録作成を支援するシステム導入を検討する。また、AIチャットボットの導入を検討し、市民からの簡単な問い合わせへの対応自動化を推進する。併せて、RPAを活用して業務の自動化を推進する。	議事録作成支援システム、AIチャットボット、RPAを導入	AI・RPAなどの新たなICTを活用し、業務の自動化・効率化を図り、削減できた時間を市民サービスの向上のため、窓口対応や企画立案業務に専念する	・業務にコラボレーションプラットフォームを展開し、情報共有、会議などの効率化を図る。 ・生成AIを本格導入するとともに、職員のスキルアップを併せて行い、業務の効率化を図る。	・プラットフォーム展開を推進した。 ・職員への給与号俸通知メールにRPAを導入した。 ・生成AIを本導入するとともに、研修を3回実施し、利用拡大を進めた。	○	・プラットフォームの全庁展開 ・RPA活用分野の研究 ・生成AI利用の更なる拡大、RAG(検索拡張生成)の試行	・職員間でプラットフォームの活用格差があるため、その底上げが必要である。 ・生成AI利用者のスキル格差が拡大しているため、底上げを図る必要がある。 ・現在行われている業務の見える化(データ化)を行い、コア業務(職員ではないと出来ない仕事)とノンコア業務(職員でなくても出来る仕事)に仕分を行ったうえで、業務のデジタル化や効率化を進めていきたい。
		(イ) 業務のデジタル化・ペーパーレス化の促進	新規	○情報システム課 行政管理課 総務課	タブレット端末などを活用したペーパーレス会議の導入を検討するとともに、各種業務のデジタル化推進と電子決裁などシステム化が進んでいない分野の研究に取り組む。	タブレット端末、モバイルパソコンの導入	デジタル化やペーパーレス化を推進し、業務の効率化や紙の削減による経費削減を図る	・パソコン更新に際し、主査以下の職員も可能な限りノート型パソコンに変更し、更なるペーパーレス化を進める。	・担当幹以下の職員の端末140台をノート型に更新し、更にペーパーレス化を推進した。 ・在宅勤務を含めた柔軟な働き方について、情報共有等を効率化した。	○	・担当幹以下の大半の職員にノート型パソコンを導入予定。(補正予算要求予定)	デジタル化によるペーパーレスは進んでいるが、大きいサイズの図面など、デジタルデータでの扱いが困難なものへの対応が課題である。
		(ウ) Web会議の活用と働き方改革	新規	○総務課 情報システム課	・職員が庁舎間を移動することなく、また、市民も自宅や事務所などにいながらWeb会議により会議・講座などへの参加ができるよう環境整備に取り組む。 ・テレワークの実現に向け、セキュリティが確保されたネットワークの環境整備に取り組む。	・Web会議により会議などへ参加ができるよう環境整備に取り組む。 ・テレワークの実現に向け、ネットワークの環境整備に取り組む。	・庁内外で開催される会議や研修会などに、Web会議を導入し、利用拡大を図る。 ・モバイルネットワーク環境の整備を図り、テレワークの実現に向けた検討し職員の働き方改革を進める。	・無線LAN環境の整備は当初予定施設は完了したが、施設内の受信環境の更なる改善を図るため、アクセスポイントの移設を検討していく。 ・在宅勤務を含めた柔軟な働き方については、国や県、他自治体の状況を踏まえながら引き続き研究を進める。	・無線LAN環境の保守管理を適切に行い、安定した通信環境の確保を進めた。 ・在宅勤務を含めた柔軟な働き方については、セキュリティ対策、労務管理面など諸々の課題の洗い出しを進めた。	○	・無線LAN機器の更新を行い、引き続き安定した通信環境の確保に努める。 ・テレワークを含めた柔軟な働き方を実現するために、ネットワーク基盤の再検討や、他団体に調査等を行い、今後の環境整備について研究を進める。 ・働き方改革の一環として、コミュニケーションツール(Teams、Outlook等)についても利用拡大に努める。	・無線LAN機器の更新を行い、引き続き安定した通信環境の確保に努める。 ・テレワークを含めた柔軟な働き方について、ハード面、セキュリティ対策、労務管理面など各々整理し、それらを解決するための先進事例の研究を進める必要がある。 ・テレワークを含めた柔軟な働き方が実現できるよう国のサポート事業等の制度を活用しながら研究を進める必要がある。 ・コミュニケーションツール(Teams、Outlook等)について、先進事例の研究を進めるとともに、セキュリティ対策や具体的なルールづくり等を行う必要がある。
	② 情報システムの 標準化・最適化(再掲)	(ア) クラウドサービス等の利用促進		○情報システム課	NO.19と同じ							
		(イ) 業務システムの標準化		○情報システム課	NO.20と同じ							
58	③ ワーク・ライフ・バランスの推進		継続	○総務課	職員がいそいそと能力を発揮できる職場環境づくりを進め、市民満足度の高いサービスの提供を図る。	職員の仕事と家庭生活の両立を図るための各種制度の周知と意識啓発、時間外勤務の縮減、休暇の取得の促進など	特定事業主行動計画第二次計画に掲げる取組項目の実施と数値目標の達成の推進 ・特定事業主行動計画の改訂	・各種制度の周知と定時退庁日やワーク・ライフ・バランス推進月間等の実施による意識啓発、時間外勤務の縮減、休暇の取得の推進 ・特定事業主行動計画の改訂	・定時退庁日やワーク・ライフ・バランス推進月間、安全衛生委員会による職場巡視等を継続して実施 ・勤怠管理システムの試験的導入 ・時間外勤務の縮減や休暇取得の推進を徹底(年次休暇の平均取得日数12.4日) ・「次世代法」及び「女性活躍推進法」に基づく従来の特定事業主行動計画を統合して改訂し、第二次計画を策定	○	・各種制度の周知と定時退庁日やワーク・ライフ・バランス推進月間等の実施による意識啓発、時間外勤務の縮減、休暇の取得の推進	
		④ 職員提案による事務改善の推進	継続	○行政管理課	市民満足度の高いサービスの更なる向上に向けた事務改善や職場改善を職員自らが考え、提案し、実践可能とする制度へ見直し、事務事業の質の向上、職員の意識向上及び職場の活性化を図る。	未実施の事務改善や職場改善の提案のみではなく、各所属で実施した改善内容を庁内で共有するなどして、職員の改善意欲の向上につなげる。	全庁的な職員提案(職場提案)の定着	・引き続き、職員提案及び事務改善事例の募集する。 ・職員が業務を行う中での日々の気づきにより、自身の所属にとらわれず、部局横断や、大局的な視点で業務改善を提案することで、上田市全体としての最適化を目指す。	・職員提案受付件数:4件 ・事務改善内容:職員の名刺の公費化、テレワークの推進	○	・引き続き、職員提案及び事務改善事例の募集する。 ・職員が業務を行う中での日々の気づきにより、自身の所属にとらわれず、部局横断や、大局的な視点で業務改善を提案することで、上田市全体としての最適化を目指す。	
60	⑤ 押印・対面規制の見直し(内部事務)		新規	○総務課	押印の廃止により、業務の効率化が見込まれる庁内業務に係る手続きについて、様式から印を削る等の所要の改正を行う。	対象となる事務事業を洗い出し、基本方針に基づいて見直すとともに、県のワーキングチームに参加し、総務事務システム共同化について検討する。	庁内手続きの簡素化・オンライン化が図られている。			○		達成済み

エ 施策評価としての目標管理制度の運用

「第二次上田市総合計画」の実現に向け、目標の明確化と効率的な政策推進を図るため実施している目標管理制度の効果的・効率的な運用に取り組みます。

No.	取組項目		新規 継続	課所名 (○は主担当課)	改革の概要	改革の手段	5年後の改革 達成形態(効果額)	R6年度 取組目標	実績(単年度) R6年度	R6 自己 評価	R7年度 取組目標	現状の課題・新たな視点
		細項目										
61	① 事務事業の定期的な見直し		継続	○行政管理課 政策企画課	第二次上田市総合計画、実施計画の実現に向けて各部局で定めている重点目標について、取組項目及びその成果をホームページ等で公表するとともに、新たな行政需要に迅速に対応するため、定期的に見直しを行う。	行政評価方法について、他自治体の取組状況を調査・研究し、市民の視点や意見を反映する運用を検討する。	市民の視点や意見が反映された行政評価の実施	全市的な視点で「事業の点検・評価」が行うことができるよう、現在、更新作業を進めている財務会計システムに搭載される機能を活用して「行政事業の点検・評価」に取り組む。	・重点目標の設定・進捗管理を行い、取組状況を広報うえだ、HPで公表した。 ・事業評価の導入については、財務会計システムを活用した行政評価の実施に向けた検討を行ったものの、具体的な進捗はなかった。	△	引き続き、客観的・統一的な視点で事業の点検・評価を行うことができるよう、システムを活用する等「行政事業の点検・評価」手法の導入を検討する。	